

参 考 資 料

第2次日置市総合計画策定体制

第2次日置市総合計画策定の主な経過

日置市総合計画審議会条例・委員名簿

日置市地域審議会条例・委員名簿

認知症高齢者の日常活自立度（参考）

「未来のひおき」絵画コンクール



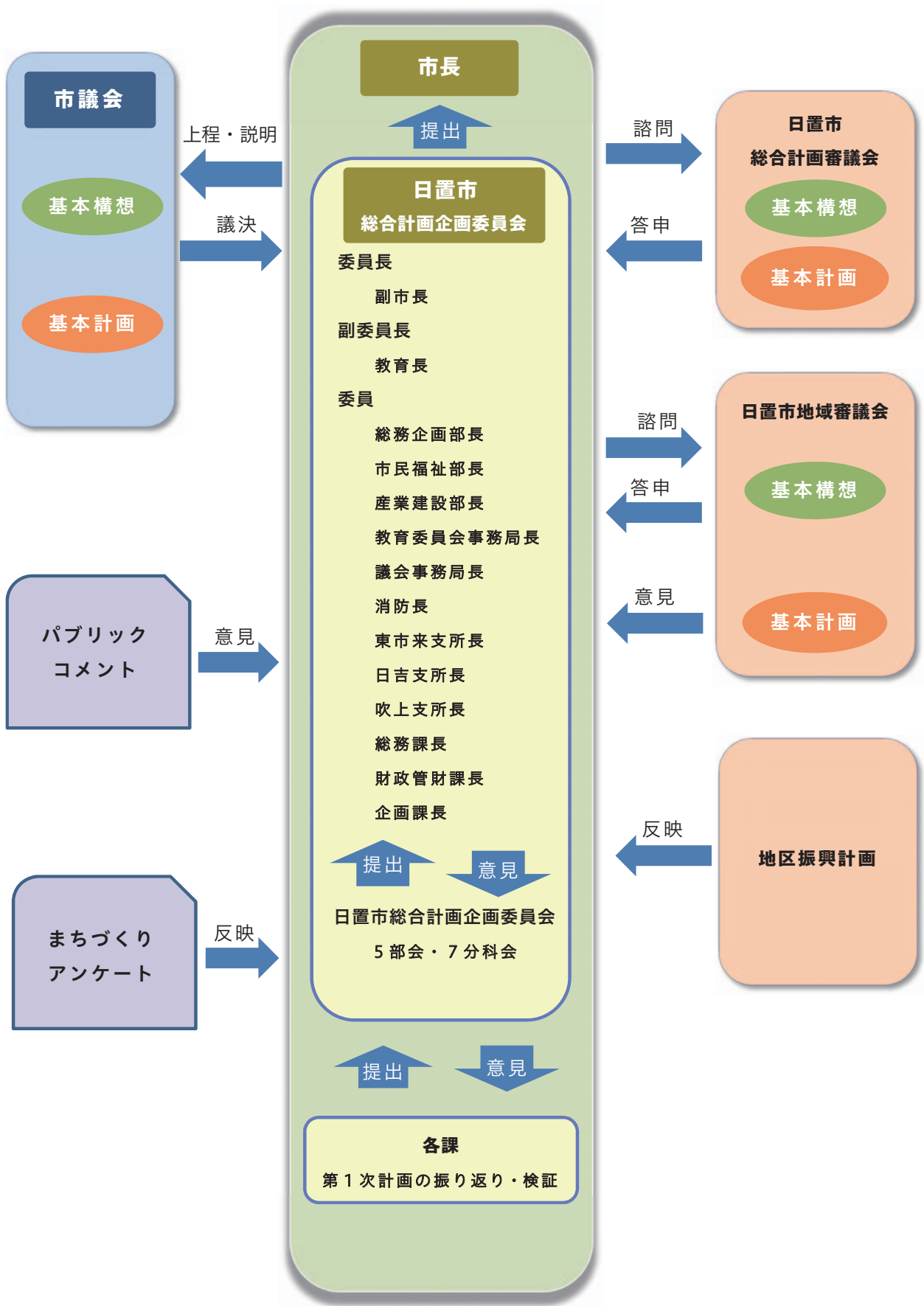
「やさしいロボット」

特選 伊集院小学校 2年 さこだ 迫田 はるき 陽貴くん

第2次日置市総合計画策定に係る絵画コンクール

参考資料

○第2次日置市総合計画策定体制



○第2次日置市総合計画策定の主な経過

実施時期		内 容
平成25年	10月	市民まちづくりアンケート調査（10月1日～10月31日）
平成26年	4月16日	第1次日置市総合計画企画委員会
	6月5日	第2次日置市総合計画策定説明会（市職員）
	6月16日	第1次日置市地域審議会合同会
	6月25日	第1次日置市総合計画企画委員会部会長・分科会長合同会
	7月	部会・分科会を随時開催
	10月16日	第2次日置市総合計画企画委員会部会長・分科会長合同会
	11月14日	第3次日置市総合計画企画委員会部会長・分科会長合同会
	11月25日	第2次日置市地域審議会（伊集院地域）
	11月25日	第2次日置市地域審議会（日吉地域）
	11月26日	第2次日置市地域審議会（吹上地域）
	11月27日	第2次日置市地域審議会（東市来地域）
	12月25日	第1次日置市総合計画審議会
	平成27年	2月2日
2月16日		第3次日置市地域審議会合同会（基本構想の諮問）
2月23日		第2次日置市総合計画審議会（基本構想の諮問）
3月27日		第2次市総合計画「基本構想」案のパブリックコメント実施 平成27年4月30日まで
4月30日		第3次日置市総合計画企画委員会
5月18日		第4次日置市地域審議会合同会
5月25日		第3次日置市総合計画審議会（基本計画の諮問）
6月19日		第4次日置市総合計画企画委員会
7月6日		第5次日置市地域審議会合同会（基本構想の答申）
7月8日		「未来のひおき」絵画コンクール作品募集
7月21日		第4次日置市総合計画審議会（基本構想の答申）
8月10日		第2次市総合計画「基本計画」案のパブリックコメント実施 平成27年9月8日まで
9月29日		基本構想の議決
10月9日		第5次日置市総合計画企画委員会
10月21日		「未来のひおき」絵画コンクール選考委員会
10月22日	第5次日置市総合計画審議会（基本計画の答申）	

○日置市総合計画審議会条例

平成17年5月1日

条例第31号

改正 平成20年6月16日条例第25号

(設置)

第1条 日置市における総合計画及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進計画（次条第2項において「総合計画等」という。）の策定に必要な調査及び審議を行うため、日置市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申する。

2 市長は、総合計画等を変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員の代表
- (2) 市の行政機関の代表
- (3) 市内の公共的団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(機構)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、第2条第1項の市長の諮問があったときに会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めること

ができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、その所掌事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「第2条第1項の市長の諮問があったときに会長が」とあるのは「部会長が必要に応じて」と、同条第3項及び第6項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月16日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

○日置市総合計画審議会委員名簿

任期 平成25年12月1日～平成27年11月30日

No	組 織 名	委 員 名	H26年12月1日～	H27年6月23日～
1	日置市議会	出水賢太郎		
2	日置市議会	大園 貴文		坂口 洋之
3	日置市議会	中島 昭		並松 安文
4	日置市教育委員会	比良 信幸		
5	日置市教育委員会	折田 智子		
6	日置市教育委員会	中島 辰矢		
7	日置市教育委員会	内村 友治		
8	日置市農業委員会	南 義孝		南 宏機
9	日置市農業委員会	徳重 榮	室屋 恵藏	馬場恵三郎
10	日置市農業委員会	山口 義光		
11	日置市農業委員会	窪田 和洋	田原 嘉治	
12	さつま日置農業協同組合	西元 康弘		
13	日置市商工会	西 陽三		
14	江口漁業協同組合	久木留秀行		
15	日置市観光協会	橋口 修治		
16	日置市地域女性連絡協議会	谷山 和子	勝田 久子	
17	社会福祉法人日置市社会福祉協議会	中村 治		内田 隆志
18	日置市PTA連絡協議会	東 清剛		
19	日置市高齢者クラブ連合会	上妻 勲		
20	日置市民生委員・児童委員協議会	前田 純正		
21	日置市自治会長連絡協議会	酒匂 靖夫	下村 俊治	佐多 申至
22	日置市文化協会連絡協議会	四元 明郎	竹下 文夫	
23	日置市体育協会	下笠 政文		
24	学識経験者	佐藤 常昭		
25	学識経験者	宮内 洋子		

○日置市地域審議会条例

平成17年5月1日

条例第32号

改正 平成23年9月9日条例第22号 平成26年12月3日条例第22号

(設置)

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
東市来地域審議会	合併前の東市来町の区域
伊集院地域審議会	合併前の伊集院町の区域
日吉地域審議会	合併前の日吉町の区域
吹上地域審議会	合併前の吹上町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 基本構想（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選任された者
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者

2 前項第1号の委員の人数は、5人以内とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、毎年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務企画部企画課及び各支所の地域振興課において処理する。

(委任)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年9月9日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月3日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員である者の任期に係る第6条第1項の規定の適用については、同項本文中「2年」とあるのは、「前条第1項の規定による委嘱の日から平成28年3月31日までの期間」とする。

○東市来地域審議会委員名簿（敬称略）

委員名	所属団体等	備考
平松 昭弘	さつま日置農業協同組合代表	
比良 覺	市商工会代表	副会長
秋嶺 健	市観光協会代表	
岩下方 義	市自治会連絡協議会代表	前委員 脇田敏秋
比良 四郎	市民生委員・児童委員協議会代表	前委員 野崎楠雄
南 宏機	市社会福祉協議会代表	
石神 正明	市高齢者クラブ代表	
浅井 良一	市身体障害者協会支部代表	
草野 勝徳	市PTA連絡会代表	
永井 章子	市地域女性連絡協議会代表	
松尾 公裕	市体育協会代表	会長
濱崎 清子	生活研究グループ連絡協議会代表	
久木留 秀行	江口漁業協同組合理事代表	
辻 重義	公募委員	
住吉 徹	公募委員	
徳重 榮	学識経験者	
岩下 輝子	学識経験者	

○伊集院地域審議会委員名簿（敬称略）

委員名	所属団体等	備考
宇都清照	さつま日置農業協同組合代表	前委員 重信忠身
鈴木正文	市商工会代表	
橋口修治	市観光協会代表	副会長
佐多申至	市自治会連絡協議会代表	
前田純正	市民生委員・児童委員協議会代表	
坂上俊己	市社会福祉協議会代表	
上妻勲	市高齢者クラブ代表	
佐藤彰矩	市身体障害者協会代表会長	
久冨木良	市PTA連絡会代表	前委員 下御領伸一
四元美紗	市地域女性連絡協議会代表	
並松安文	市体育協会代表	前委員 野崎新七
福永京子	生活研究グループ連絡協議会代表	
上之園章	市文化協会代表	
佐々木正文	公募委員	
有元陽子	公募委員	
松尾幸男	公募委員	
西勝男	公募委員	
梶康博	学識経験者	

○日吉地域審議会委員名簿（敬称略）

委員名	所属団体等	備考
二石純一	さつま日置農業協同組合代表	
田代幸次	市商工会代表	
松元政美	市観光協会代表	
前田義治	市自治会連絡協議会代表	前委員 下野 衛 高橋政光
瀧口ルミ子	市民生委員・児童委員協議会代表	
井上幸一	市社会福祉協議会代表	会長
伴野四朗	市高齢者クラブ代表	
井上清治	市身体障害者協会支部代表	
成田拓馬	市PTA連絡会代表	前委員 鎌ヶ迫勉 元山敏志
勝田久子	市地域女性連絡協議会代表	前委員 谷山和子
下笠政文	市体育協会代表	副会長
迫千穂子	生活研究グループ連絡協議会代表	
下原房子	市文化協会代表	前委員 竹下文夫
加藤秀義	地域企業代表（省力化技研）	
長谷川 信	公募委員	
正留武久	学識経験者	
中原直美	学識経験者	

○吹上地域審議会委員名簿（敬称略）

委員名	所属団体等	備考
濱村義美	さつま日置農業協同組合代表	副会長 前委員 左近充 学
中間重春	市商工会代表	
西陽三	市観光協会代表	
下村俊治	市自治会連絡協議会代表	会長
窪田繁	市民生委員・児童委員協議会代表	前委員 野入弘良
有馬澄子	市社会福祉協議会代表	
宮本哲哉	市高齢者クラブ代表	前委員 遠矢静夫
梅木高夫	市身体障害者協会支部代表	
下園忠征	市PTA連絡会代表	前委員 窪園貴志 山下和彦
横山公代	市地域女性連絡協議会代表	
今屋政市	市体育協会代表	
佐土原マサ	生活研究グループ連絡協議会代表	
宮本愛子	吹上漁業協同組合代表	
本田哲郎	公募委員	
馬籠敦男	公募委員	
平野高三	公募委員	
馬場徳男	公募委員	
前田和之	公募委員	
畠中貞治	学識経験者	
原田昌作	学識経験者	

○認知症高齢者の日常生活自立度（参考）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つなど
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができないなど
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為など
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

○「未来のひおき」絵画コンクール

第2次日置市総合計画を策定するに当たり、「未来の日ひおき」や「大好きなまちひおき」をテーマに次代を担う子どもたちから募集しました。

最優秀賞1点、優秀賞1点、特選7点、入選18点を選考し、作品は第2次日置市総合計画の挿絵として掲載しました。

☆ 最優秀賞「今、そして未来も」

いのまたわかな
猪俣和奏さん 日置市立鶴丸小学校6年



真ん中にある木は市木のクロマツです。その木や日置市の形、日置市章を挟んで現在の私と未来の私が向き合って手を合わせています。

私たちが大人になっても、今のような歴史ある名産物はそのまま日置らしくしてほしいという願い（思い）です。

☆ 優秀賞「未来の南薩鉄道跡」

こやまだまなみ
小山田愛美さん 日置市立吹上中学校1年



ここは、私の住んでいる家の近くで南薩鉄道が走っていた跡です。

未来は、いつかあの線路が復活して別の違う未来的な乗り物が走っているといいなと思い、この絵を描きました。でも、周りの風景は変わらずにそのままがいいので、今の風景を描きました。

○第2次日置市総合計画策定に係る絵画コンクール

項目	氏名	学校名	学年	題名
最優秀賞	猪俣 和奏	鶴丸小学校	6年	今、そして未来も
優秀賞	小山田愛美	吹上中学校	1年	未来の南薩鉄道跡
特選	蓑田 光瑛	鶴丸小学校	1年	かがやける みらいの まち
	迫田 陽貴	伊集院小学校	2年	やさしいロボット
	永坂 凜	扇尾小学校	3年	ひおきしぜんゆうえんち
	内山 愛彩	伊集院小学校	4年	わくわく楽しい未来の駅
	浜畑 春菜	和田小学校	6年	未来の伊集院駅
	下舞 夏鈴	東市来中学校	1年	小学校を永遠に
	弓場梨里佳	伊集院北中学校	1年	未来の日置～楽しくてにぎやかな街☆～
入選	永吉里衣那	妙円寺小学校	1年	お菓子な町
	野田航之介	上市来小学校	1年	はなとろぼっと
	前田 颯太	伊集院小学校	1年	ぼくのすてきなまち
	阿多詩々朗	伊集院小学校	2年	海の中のゆうえんち
	畠中優妃奈	日置小学校	2年	みらいがこんなになるといいな
	赤塚 善蔵	伊作田小学校	3年	ぼくがみらいのサーファーだ！
	岡村 和奏	伊集院小学校	3年	未来のひおき
	新富 舜太	日置小学校	4年	空飛ぶイルカ号
	大迫 義翔	伊集院小学校	4年	大すきな 日置市
	山口 空大	伊集院小学校	5年	木の上の日置市
	小園 航瑠	美山小学校	5年	未来の美山
	大迫 創太	伊集院小学校	5年	日置スカイタワー
	逆瀬川紅士	鶴丸小学校	6年	100年後の木の下で
	濱田 瑛穂	吹上中学校	1年	自然あふれる日置市
	近藤 鈴佳	上市来中学校	2年	未来の日置市
	宮下 真実	吹上中学校	2年	海と浜辺と船
	窪 夏菜	伊集院北中学校	3年	進化しつづける日置
	寺本みやび	吹上中学校	3年	千本楠の生きる姿

第 2 次日置市総合計画

平成28年 3 月発行

編集・発行 日置市 総務企画部 企画課

〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

TEL 099-273-2111

FAX 099-273-3063

<http://www.city.hioki.kagoshima.jp>